

令和七年度古文書入門講座第八回 釈文／巻島

◆赤堀伴七「文久記聞 九」（文書番号8902-76、群馬県立文書館蔵）
※75頁

下総香取郡滑川村 惣右衛門忰
會津沖津庄之助 突殺ス 青柳健之助

信州更科郡若宮村郷士

高橋繡之助

三十才

伊豫松山出生之由

松平隠岐守家来之よし 仙石佐太雄

首ヲ打

三輪田総一郎雇人

薩州家来之よし 伊助

六十式才

満足稻荷前 松平内蔵頭家来

逃去 野呂文左衛門

秋月佐渡守浪人

山田総太夫

廿一才

松平内蔵頭家来 飛野典膳家来

実者内蔵頭家来之よし 若林象右衛門

四十八才

松平内蔵頭家来

逸見源蔵

三十才

同

青山忠次郎

式十四才

同

田中吉蔵

三十七才

姫路中呉服町

油屋

吉郎太

衣棚二条上ル町借宅罷在候

三輪田総一郎

木屋町三条上ル町

長沢誠事

式十七才

※76頁

下総國相馬郡宮和田村出生之由

衣棚二條上ル町

平田佐十郎

宮和田雄太郎

式十五歳

常州牛飼出生之由

右同所罷在候

逆部伴一郎

三十才

本三本木宿 會津家来

大場恭平

実者會津侯之命二而

式十八才

浪人仲々間江入罷在候

三条通東洞院西江入

長尾幾三郎

諸侯家来之よし

烏丸下ル町小室屋徳兵衛手代

佐蔵

四十才

丹後國支謝郡岩戸村

山家屋

房三郎

式十六才

外二

綿屋小兵衛

手代四人

其外

無名之者

三人

薩州家来式人

長州家来老人之よし

よし

右三名前不申立

右者嶋津三郎方二而浪人組式百七十式人之内之

※77頁

四月廿六日 江戸御沙汰

撰海形勢為 御覽置、去廿二日明七ツ半時之御

供揃二而二条 御城 出御石清水社江御参

詣、夫方淀川通り御乗船二而大坂表江被為

成旨注進有之候

右之趣向々江可被達候

五月八日

河内守殿御渡

去月廿一日、大坂表江被為成撰海岸等追々

御巡覽被為濟、去十一日晝九ツ半時之御供揃二而大坂

御城 出御、陸路二条 御城江暮六時前

※78頁
還御被遊候段注進有之候
右之趣向々江可被達候事

今般於江府諸武攘之趣候処剛含深配を以異人
得心為致、五ヶ國とも向後長崎計交易所二定、壹ヶ年
壹國ツ、入津相限候、其外之場所不殘御停止御治
定之事

六月八日

公方様益御勇健被成御座、御膳等御快被召上之
今已刻為御暇

御参 内於小御所 御對面

天盃并酒饌 御頂戴且真御太刀一振鞘卷

御太刀一振并御小直衣一領、御料紙、御硯箱一具

御拝領、且於 常御殿

禁裏 親王 御對面

禁裏方 思召を以御内々御文庫之内 御頂戴、將

又 親王 准后江茂被為 入菓酒

御頂戴且又 禁裏御始より 御頂物有之

御作法萬端首尾能相濟 御機嫌不斜、誠以

目出度御事候

右之趣

和宮様江可被申上候、以上

六月三日

板倉周防守
水野和泉守

※79頁
.....

松平豊前守殿
井上河内守殿

禁裏より

銭形御屏風

壹双

親王より

御末廣

五柄

一箱

御手鑑

一箱

准后より

御歌書

一箱

御机

一脚

以上

六月十三日

明後九日当地 御發駕伏見方

御乗船大坂表江 御立寄、夫より東海道

筋可被遊 御旅行旨被 仰出候

御休泊別紙之通二候、此段
和宮様江被申上候、以上

六月七日

板倉周防守
水野和泉守

松平豊前守殿
井上河内守殿

御休

御泊

大津

草津

※80頁

御休

御泊

石部

水口

土山

関

石薬師

四日市

御休無之

桑名

御渡海

熱田

池鯉鮒

岡崎

赤坂

吉田

新井

濱松

見附

掛川

金谷

嶋田

岡部

御城

御休無之

興津

由井

吉原

原

三嶋

箱根

小田原

大磯

藤沢

程ヶ谷

川崎

品川

着御

以上

以上

六月十四日
豊前守殿御渡
公方様去ル三日為御暇
御参内萬端首尾能相濟、同九日二条

※81頁
御發駕大坂表江 御立寄夫より東海道筋
還御可被遊旨、於京地被 仰出候、猶又大坂
表方 御發駕日限之儀者追而可相達候、此段
向々江可相達候
思召有之、大坂ニおゐて御役 小笠原圖書頭
御免

六月十六日

豊前守殿御渡
去ル九日、京地 御發途大坂表江 御立寄
夫より東海道筋 御旅行可被遊候所、同十三日
大坂表 御發途御軍艦ニ而今十六日濱御庭江
御着、夫より 還御被遊候、此段向々江早々可被
達候事

風説ニ云 公方様御若年ながら御英明ニ而
朝廷之 御思召ニも被為叶、御評判至而宜 勅諭之趣ハ
何事なる哉地下之知るへき事ならねとも先攘夷之事
なるへし、此攘夷之事是非鎖港之 思召にてつまり
御打拂可相成事なれとも鎖港御断有之上者萬國を
敵ニ被遊候儀故、能々御武備御整之上御發被遊度旨
朝廷江御直ニ言上被遊候所、既ニ 勅許も可有之模様ニ
相成候得者外より頼■いりて其事破れ 公方様御英
明ながら御若年ゆへ急度御迷惑被遊候よし、兎角公
武之間、此間隙之生る様謀るものゝあるにや東海道
.....

※82頁

中山道宿々京師より江府之間問者所々ニ散在
して関東之御政事向、其外之事共日々ニ京都へ相(奏力)
聞候よし、然れとも 御直具ニ言上被遊候所
朝廷ニも御尤被 思召、追々攘夷之趣御請御暇ニ
被為成候よし
還御之節者俄ニ 還御御触達有之御濱より
御船ニ而 還御之よし

六月十八日
御上洛相済 還御被遊候ニ付、水戸殿始
惣出仕有之於席々謁老中